

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、下記により公告する。

令和 7 年(2025 年) 5 月 2 3 日

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 業務名
消防自動車等売り払い業務
- 2 実施場所
下関市秋根西町一丁目 5 番 1 0 号 下関市消防訓練センター
- 3 業務内容
売り払い仕様書のとおり
- 4 委託期間
契約締結の日から令和 7 年 8 月 8 日（金）まで
- 5 入札条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - (3) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - (4) 審査基準日において、下関物品・役務競争入札参加資格の審査を受け、参加有資格者名簿（その他物品（不用品））に登録のある市内業者（準市内

1、準市内2を含む）であり、古物営業法（昭和24年法律第108号）に規定する古物商の許可を受けていること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

6 事務を担当する課の名称及び所在地

下関市消防局総務課

〒750-0014 下関市岬之町17-1 下関市消防局 2階

TEL（083）233-9111

FAX（083）224-0519

7 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 上記6の場所及び下関市ホームページとする。
(2) 日時 公告の日から令和7年6月6日（金）午前10時00分まで

8 入札参加の手続き

- (1) 入札に必要な書類の交付期間及び場所

ア 交付期間

公告の日から入札参加資格の確認申請期限の日まで

イ 交付場所

〒750-0014 下関市岬之町17番1号

下関市消防局総務課

TEL：083-233-9111／FAX：083-224-0519

※下関市公式ウェブサイトからのダウンロードも可能

- (2) 入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

ア 申請期限

令和7年5月30日（金）午後5時15分（必着）

イ 提出先

下関市消防局総務課

〒750-0014 下関市岬之町17-1 下関市消防局 2階

ウ 提出書類

入札参加資格確認申請書（別紙1）及び添付書類並びに古物商許可証の写し

エ 提出方法

持参又は、一般書留又は簡易書留にて郵送すること。

封筒には、申請に係る業者名、申請者名、申請者の住所又は所在地を記入するとともに、「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年6月4日（水）までにFAXにて通知する。

10 質問方法

- (1) 入札に関する質問は、FAXによること。
- (2) 質問の期限は、令和7年5月30日（金）午後4時00分までとする。
- (3) 質問の回答は、後日に質問提出者のみにFAXで回答する。
- (4) 問い合わせ先 下関市消防局総務課 FAX 番号 083-224-0519

11 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年6月6日（金）午前10時00分
- (2) 入札場所 下関市岬之町17番1号 下関市消防局3階講堂

12 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の範囲を超え、最も高額な価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札した結果、落札者となるべき者がいないときは、再度の入札を行うものとし、詳細については別途連絡する。
- (3) 入札回数は、初度を含め3回までとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関

係のない職員がくじを引くものとする。

13 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

14 注意事項

- (1) 入札において使用する入札書は、別添様式（別紙 2、3）を使用すること。また、入札額は、消費税額を含まない額を記載すること。
- (2) 代理人をして入札させるときは、委任状（別紙 4）を代理人に持参させなければならない。
- (3) 次の入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格の無い者がした入札及び関係法令等に違反した入札。
 - イ 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなった時、その者のした入札。
 - ウ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格の判読できないもの。
 - エ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - オ 代理人でその資格のないもの又は 1 人で 2 人以上の代理入札をしたもの。
 - カ 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
- (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (5) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (6) 入札会場への入場は、1 入札者につき、1 名までとする。
- (7) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止措置を受けた時は、落札決定を取り消し、契約を行わない。